

葡萄牙のマカオ殖民地の起原 (下)

文學博士 矢野 仁 一

此の如く葡萄牙人は支那官憲との約束に依り、

武力を以て海賊を討伐し、マカオの居住を許さる

るに至つたものと解釋すれば、⁽⁶⁷⁾ピントーがマカオ

の起原を以て、一五五七年廣東の官憲が支那商人

の要求に依り、葡萄牙人に興へたる結果に歸し、

未開の荒土が化して、繁榮の歐羅巴風市街となり

葡萄牙人は宛かも自國の郷土にある思をなして、

安堵樂居した如く記して居る記事も、又ジュング

ステットに引用せるラ・クレルド *La derde* の葡萄

牙史 *Historia de portugae* に記してある、葡萄牙

人がマカオと云ふ一荒島に至る許可を請ひて許さ

れ、又其後暫時にして若干の家屋を自由に建造す

る許可を得たと云ふ、マカオ由來説も、必ずし

も海賊討伐説と撞着するものとは思はれない。

⁽⁶⁹⁾ジュングステットは一七七七年にマカオの一主

教ドム・アレキサンデル・ダ・シルヴァ・ペドロサ・

ギマライエンス *Dom Alexander da Silva pedrosa*

Guimaraens が、マカオ知事として元老院に興へ

た教書に、葡萄牙人は地租を納めて、支那帝より

マカオの借地使用權を得た様に述べてあることを

記して居るが、これは後代の事實より推定した憶

説に過ぎない様である。⁽⁸⁰⁾ジュングステットはマカ

オの由來に就て、別に一説を立て、支那東部の福

建省及び浙江省より驅逐されし冒險者の一大群は

サンシヤン及びラムバカオに於て、商品の市場を

求めしも、賣行十分ならず、密貿易を始めて、廣

東海上を荒し廻つた揚句、貿易を確實な基礎の上に於て行ひ、海賊の危険を避け、又支那の巡哨船に強徴せらるゝ高價な密貿易賦許料を免れる必要を感じ、支那商人と協力して、支那官憲に運動し懇願贈遺等の方法を繼續して、遂に其目的を達し一五五七年アマと稱する荒蕪の一島嶼は、彼等の居住地として提供せらるゝに及んで、彼等はラムバカオより四艘の船に乗じて、直ちに此地に赴いたのである。これが抑もマカオ殖民地の始まりで

在來の假小屋は堅牢なる家屋に改造せられ、禮拜堂は設けられ、俄かに葡萄牙殖民地の面目を具備するに至つたのであるが、葡萄牙殖民者は猶ほ自ら其力の弱く、到底兵力を以て其地位を維持するの不可能なるを知り、從來の政略を踏襲するに決し、服従と贈遺とに依つて、大小官吏の懼心を結び、二十五年間もマカオの繁榮發達に就て、目を閉ぢしむることを待たのであると言つて、海賊說

を否認して居る。然し幾ら葡萄牙人が服従と贈遺とに依つて、巧みに支那の官場に運動したと言つても、地方守土の責任ある支那大小の官吏を、盡く懐柔して、支那の領土たるマカオを讓與せしめ又二十五年間葡萄牙殖民地として、其發達繁榮に放任せしむることに成功したとは、考へられない事である。

此の如く葡萄牙所傳の説だけに就て考へると、葡萄牙人が支那官憲との約束に依り海賊を討伐し其條件としてマカオに居留することを許されたと云ふ説は、最も事實の真相を得て居る様に思はれるが、果して支那の史籍に於て、之を徵證すべき史料が無いであらうか。嘉靖四十三年（一五六四年）の廣東御史龐尙鵬の撫處濠鏡澳夷疏に、葡萄牙人の近數年來マカオに據つて、家屋を築造するに至りしは、交易の便を圖る爲め、地勢の不便にして水工の悪しき、ラムバカオの如き碇泊地を避

けたるものであることを説き、彼等をして之を撤去せしむる意見を述べて居るが、其中に使_レ之_レ搬_レ屋而隨_レ舡往來、其灣泊各有定所、悉遵往年定例、中若_レ以啓衅爲憂、則擱擊之萌、亦當早見而預待_レ之、況有舊澳見存、皆以耳目所親見聞_レ者、彼將_レ何人執怨乎、番船抽盤雖有一時近利、而竊據內地、實將來隱憂と言つてある。龐尙鵬は支那官憲が抽分の利益を期し、葡萄牙人のマカオ占領を默認したものゝ様に考へて居るのである。明史佛郎機傳に、先是暹羅、占城、瓜哇、琉球、淳泥、諸國互市、俱在廣州設市船司領之、正德時移於高州之電白縣、嘉靖十四年指揮黃慶納賄賄於上官、移之壕鏡、歲輸課二萬金、佛郎機遂得混入、高棟飛薨、櫛比相望、閩粵商人趨之若鶩、久之其來益衆、諸國人畏而避之、遂專爲所據の文あり。之に據ると、林富の上奏の結果、廣東に通することになつた貢市船以外の諸國商船も、嘉靖十

四年（一五三五年）以來、高州電白縣よりマカオに移つて貿易することを許さるゝ様になつたが、此時も葡萄牙人は許されなかつたのである。葡萄牙人のマカオに來る様になつたのは、許されたのではなく、混入したのである。マカオの葡萄牙殖民地となつたのも、割據されたのではなく、葡萄牙人の來ない以前よりこゝに貿易を許されて居た諸國人は却つて葡萄牙人を畏避したのである、然らば明史の記事も亦占領説を認めて居るものと言つてよいのである。

香山縣志に歲課貳萬金の輸納者は佛郎機で、佛郎機の地稼が始まつたのは、萬曆以來であるから此貳萬金は地租でなく、船課であると言つてあるが、明史の記事に據ると、歲課貳萬金の輸納者は佛郎機でなくて、暹羅占城瓜哇等の諸國である。彼等はマカオに出入貿易したるのみで、マカオの地を租借して之に居住した譯でないから、勿論彼等

の輸納せる歳課金は、地租とは考へられないのである。然るに他の一説は澳門紀略の説である。之には嘉靖三十二年蕃船託言舟觸風濤、願借濠鏡地、暴諸水漬貢物、海道副使汪柏許之、初僅麥舍商人牟奸利者、漸運甌甓樓櫓爲屋、佛郎機遂得混入、高棟飛甍、楡比相望、久之遂爲所據とあつて嘉靖三十二年（一五五三年）汪柏の許を得てマカオの地を借り、草小屋を造り、次第に家屋を建築するに至りしは、佛郎機以外の蕃船にして、佛郎機の船舶にあらず、佛郎機は後より混入するに至りしものと解釋せざるを得ない様であるが、佛郎機以外の蕃船が、マカオの家を借りて家屋を建築したと云ふことは信せられない。佛郎機遂得混入云々以下の文は、明かに明史佛郎機傳の文を補綴したるものにして、此澳門紀略の文は、二つの別々の史料に對して、何等の批判を加へず之を混合並列したるものに過ぎざれば、嘉靖三十

二年諸蕃船先づマカオの地を借りて家屋を建築し實に佛郎機が之に混入した様に、前後の關係あるものとして解釋することが出來ぬ。故に澳門紀略のマカオの由來に關する特別の記事としては、嘉靖三十二年に、蕃船が汪柏の許を得て、マカオの地を借り、家屋を建設したと云ふ事だけであるが此蕃船は佛郎機の船舶を指したもので、決して佛郎機以外の蕃船を指したのではない。廣東通志に引用せる粵大記、丁以忠傳に、丁以忠が嘉靖十七年（戊戌）の進士で、廣東按察使に歴官したる事を叙し、時佛郎機夷違禁潛住南澳、海道副使汪柏懲之、以忠力爭曰、此必爲東粵他日憂。蓋再思之、柏竟不從、尋擢右布政使の文を載せて居る。海道副使汪柏の懲之に依つて南澳に潛住するに至つた者は佛郎機で、他の諸國ではない譯である。南澳は濠鏡澳即ちマカオを指すものであることは疑が無い。澳門紀略の蕃船が汪柏の許を得て

マカオの地を借り、家屋を建築したと云ふ記事は丁以忠傳の佛郎機夷が汪柏の愆愆に從つて南澳に居住したと云ふ記事と、同一の事實を述べたものであることは明かで、蕃舶は佛郎機の船舶を指したものであることは疑がない。只だ佛郎機の船舶とすれば、朝貢國でない佛郎機が潔荷となつた貢物を乾かすと云ふ名義で、マカオの地を借りたと云ふことになるが、これは如何に解釋すべきであらうか。これを全然虚妄の記事として之を斥くれば、それまでゝあるが、明史佛郎機傳に、嘉靖四十四年僞稱滿刺加入貢、已改稱蒲都麗家、守臣以聞、下部議、言必佛郎機假托、乃卻之の記事も見えて居る事であるから、汪柏が丁以忠の力争を排し、朝貢國に非る佛郎機のマカオ居住を許すに當つて、名義をマラツカに假りたものと考へることも出来、さう考へれば解釋の出来ぬこともない様である。

支那の史籍に見えて居る事實だけに就て考へると、嘉靖十四年（一五三五年）以來、マカオは諸國商船の貿易地となり、朝貢國として認められざる葡萄牙人は、固より之に與るを得ざりしも、何時とはなしに之に混入する様になつて、貿易して居る間に、嘉靖三十二年（一五五三年）頃海道副使汪柏は反對論を排し、葡萄牙人を愆愆してマカオに居住せしむるに至り、初めは芟舍即ち草根樹枝の假小屋に過ぎざりしものが、漸く甌壁椽桷を以て家屋を造り、遂に「高棟飛臺櫺比相望」と云ふ宏壯な市街を完成することになつたのである。然し海道副使汪柏が反對論を排し、所謂東粵他日の憂の豫想せらるゝものあることを顧みず、又海疆の無事を保つべき責任あるにも拘らず、葡萄牙人を愆愆して、マカオに居住せしむる様な大事件を執行したことに就ては、餘程重大な理由があつたものと考へなければならぬが、支那人の手になつた葡

葡萄牙人のマカオ占據に關する史料中に、此理由を明かにしたものはないのである。然るに廣東通志に引用したる明の郭棐の舊廣東通志に、嘉靖三十三年海寇何亞八、鄭宗興等潛入佛大國坭、糾合蕃舶、駐廣外洋、沿海鄉村大被剽掠、復在福建、集叛亡數千、與王直徐銓方武等合、流劫浙江諸郡、尋回廣東、提督鮑象賢命巡海副使汪柏、督指揮王沛、黑孟陽等、往捕獲亞八等於廣海、俘斬一百四十六人、溺水燒死甚衆、餘黨散走、而徐銓方武等自福建至潮、爲孟陽所破、斬銓海上、廣潮瓊海先後擒戮賊黨一千二百餘人、磔亞八宗興等於市、海島稍清の記事が見えて居る。籌海圖編にも殆んど同様の記事がある。汪柏等の廣東沿海の海賊を擒戮せるは、嘉靖三十三年の事であるが、或は其後何年の事であるか明かでないが、嘉靖三十二年に、汪柏が葡萄牙船のマカオ借地を許したと云ふ澳門紀略の記事、粵大記丁以忠傳の葡萄牙人

が汪柏の德憑に従つて、南澳に居住したと云ふ記事と、何等かの關係がある様にも思はれる。汪柏が何亞八、鄭宗興等の海賊討伐に於て、葡萄牙人の援助を受けたと云ふ事は疑問としても、汪柏の海賊討伐に關係があることは明かであるから、彼が之に於て葡萄牙人の援助を藉るの必要を感じ、丁以忠等の反對論を排し、マカオ居住の條件を以て、之を誘ふに至つたのではあるまいか。明史佛郎機傳に、自朱執死海禁復弛、佛郎機遂縱橫海上、無所忌、而其市香山澳環鏡澳者至築室建城、雄踞海畔、若一國然將吏不肖者、反視爲外府矣といふ記事があつて、支那官憲が海賊に對する保障として、寧ろ佛郎機の築室建城を歡迎した事は想像される様である。此の如く解釋すると、汪柏が反對論を排して葡萄牙人のマカオ居住を德憑した理由も説明され、又マカオの殖民地は海賊討伐の條件として、支那より割讓されたものであ

ると云ふ葡萄牙所傳の説にも合する譯である。マカオ附近は昔より海賊の巢窟として、有名な地方で、近くは一九一〇年(明治四十二年宣統二年)、清國の移檄に依つて、葡萄牙人の征討せる海賊安義黨の如きは、梁義華梁大振と云ふものを巨魁と戴き、六七十年間横琴島即ち展九事件で有名な過路灣島の岩窟に據つて、葡萄牙及び支那の主權を認めなかつた様な實例もあるから、葡萄牙人が海賊討伐の條件として、マカオの居留を許されたと云ふことも、實際有り得べき話の様に思はれる。

トや、ジェススに引用せるフアリア・イ・ソウサの記事にも、其事は書いて居ない。セメドーヤトリゴウルトには勿論見當らない。然しジュングステットは一五五七年外國人が支那官憲の許可を得てアマンガオ(阿媽澳)と稱する一荒島に聚居することになつたと云ふピントーの記事に對しては、葡萄牙作家中に異説が無い様に言つて居るのみならず此年に葡萄牙商人の一群は、アマと云ふ荒蕪の一嶋嶼に居住することを許され、ラムバカオより四艘の船を以て、直ちに之に赴き、在來の假小屋に代へて、堅牢な家屋を改造するに至つたことを述べて居る。ジェススもマカオの諸記録に據つて、一五五七年に支那の官商が葡萄牙人の爲めにマカオ居住の勅許を得たことを述べて居る。フアリア・イ・ソウサ或はバルロスの筆を續いだデイオゴ・ドコウト Diogo de Couto の様な葡萄牙著作家に、一五五七年に葡萄牙人がマカオに居住したと云ふ

記録が存して居る譯であらうか、他に傍證の無いピントーだけの説は信することは出来ないが、若し他の葡萄牙著作家中に其徵證を求むることが出来るとすれば、これは信すべきが當然の様で、さうすると、嘉靖三十二年に汪柏が葡萄牙人のマカオ居住を許したと云ふ澳門紀略の記事を否認せなければならぬ様になるが、併し澳門紀略の記事に據ると、嘉靖三十二年に汪柏の葡萄牙人にマカオ居住を許した當初には、僅かに芟舎に過ぎず、甌壁樓櫓の家屋が出来た様になつたのは、其後の事であるから、嘉靖三十二年に始めて居留を許され其後四五年にして漸く家屋の建造を見るに至り、殖民地の基礎が出来た様になつたと考へれば、必ずしも之を否認するにも及ばぬ様である。

- (1) Nicholas Trigault, *Histoire de l'Expedition chrestienne au Royaume de la Chine*, Tom. II pp. 217, 218.
 (2) *The Boletim of Macao*, No. 17 of 26th April 1897.
 (3) Jesus, *Historic Macao*, p. 27

- (4) Wells Williams, *The Chinese Commercial Guide*, p. 230.
 (5) Jesus, *Ibid.*, pp. 19, 20, 30.
 (6) Ljungstedt, *An Historical Sketch of the Portuguese Settlements in China*, pp. 10, 11, 13.
 (7) 澳門紀略上卷官守篇 天下郡國利病書卷一百二廣東六
 (8) N. Trigault, *Ibid.*, Tom. V p. 830
 (9) Jesus, *Ibid.*, p. 24
 (10) Alvarez Semedo, *Relazione della grand monarchia della Cina*, Eng. Trans., Part II chap. 1.
 (11) Navarrete, *An Account of the Empire of China*, (Charthill. vol. 1, p. 164)
 (12) Jesus, *Ibid.*, pp. 18, 19.
 (13) Jesus, *Ibid.*, p. 2
 (14) Ljungstedt, *Ibid.*, p. 13
 (15) Sir George Thomas Staunton, *An Authentic Account of an Embassy from the King of Great Britain to the Emperor of China*, vol. 1, p. 2, vol. III p. 437.
 (16) Jesus, *Ibid.*, p. 19
 (17) Mendez Pinto, *Peregrinatio chap. CCXXI* Jesus, *Ibid.*, p. 25.
 (18) Ljungstedt, *Ibid.*, p. 13
 (19) Ljungstedt, *Ibid.*, p. 13.
 (20) Ljungstedt, *Ibid.*, p. 26.

- (1) 香山縣志卷四海防附澳門
 (22) 澳門紀略卷上官守篇
 (23) 廣東通志卷二百四十三、官績錄十三
 (24) 廣東通志卷一百八十八、前事畧八

明治時代に就きて

文學士 古田良一

- (25) 籌海圖編卷之三、倭變記嘉靖三十三年の條註解
 (26) Jesus, *Ibid.*, p. 2; Jungstedt, *Ibid.*, p. 11; Mendez Pinto, *Pergrinago chap. CCXXI.*
 (27) Jungstedt, *Ibid.*, pp. 11, 26

明治時代は慶應三年十月十四日徳川慶喜大政奉還に始り、明治四十五年七月三十日明治天皇崩御に終る一時代なり。固よりこれに就きては人により或は見る所を異にするもあるべし。その明治天皇崩御を以て終となすことは恐く異論なき所なるべけれども、この時代の始を何れの時となすかに就きては種々の見方あるべし。或は慶應二年十二月孝明天皇崩御し給ひ、明治天皇踐祚し給ひし時を以てせんとするもあるべけれども、こは明治

時代と云ふことを明治天皇御治世の時代との意味に解したるものにして、これ亦一見解たるべけれども予は姑くこれを取らず。何となれば予は明治時代の稱は専ら政權の所在によりて名づくべきものにして、従つて政權の徳川幕府の手を離れ明治政府の手に歸したる時を以て始となすべきものなりと考ふればなり。或は主として立憲政體の成立に着眼し、その見地より慶應四年三月十四日五箇條御誓文の出でたる時を以て始となすもあるべ